



はおもしろくないのです。田中さん、この問題は鉱害水道の問題とともに、非常に重要な点です。地方公共団体というものは、石炭採掘には全然関与されていないのです。農民はその点については全然発言権はないのです。全然知らないままに、知らされないままに祖先伝来の美田が荒廃する、その復旧をなぜ地元が持たねばならぬのか。これはもうわかりきった理屈です。ただ国の負担率が八〇%がほんとうか、九〇%がほんとうかについては、いろいろ意見はあるでしょう。しかし石炭政策が強行された結果、国のエネルギー革命の政策によってこういう事態になった以上は、従来の国の負担率をさらに引き上げなくてはならぬことは理の当然であろうと思つておられます。農地について県がどこに責任がありますか。地元市町村や農家にどれだけ責任がありますか、改良工事はごさいませぬよ。原形復旧ですよ。もとの姿に返すということは、固なり炭鉱がすべきでしょう。炭鉱がないなら、国が持つべきでしょう。なぜ負担分任の考え方が必要でございませぬか。なぜ地元が持たねばならぬ義理がありますか。住民税の負担分任とは違つたのです。これは一昨年の秋の石炭国会以来、何回となくこの委員会でも要望された問題です。努力するけれどもなお力が足らぬで御要望に沿い得ませんというなら、私もどういつまでも文句を言いません。

しておるといふそのこと自体において、直ちにその鉱害によるところのすべての費用を国が全額持つのが正しいかどうかという点につきましても、これはもう少し検討の余地があるのではないかと考えております。一般のいろいろな災害の例を見ましても、地方公共団体といたしましては、いろいろな意味におきまして、公共的な立場、国土保全の立場、あらゆる立場から地元民のためを考へまして、ある程度の御負担を願つておるような状態でありまふ。さういふ例から申しまして、それだからと申して、直ちに鉱害復旧に對しまして地元公共団体が一部を負担すべきであるというところは言えないかもしれませんが、従来の慣例から申しますると、さういふことになつておりますので、いまの井手委員のお話につきましても、政府側としましては、率の引き上げとか、そういう点につきましても、今後十分検討させていただきます。と考へておるわけでございます。

○井手委員 この問題で言いたいことはたくさんございませぬが、政務次官も最初からそうおっしゃれば、私もいつまでも申し上げませぬ。もし地元にも負担させなくちゃならぬ、全額国庫負担は無理だとおっしゃるならば、この石炭鉱業についても地方公共団体が若干発言権を持つということが必要じゃございませぬか。結果において地方公共団体も分任しなくちゃならぬ、負担を分け合わなくちゃならぬというのなら、石炭採掘事業についても地方公共団体なりあるいは農林省に、若干の発言権や、これを知る機会を持たせることが必要ではないですか。理屈として

はそうなるでしょう。それは権利は通産省にあるでしょうけれども、その内容を知らせておく、どの炭鉱はどういう採掘をいたします、その影響などについて、あらかじめ知らせておくという程度のこと、法上も必要じゃありませんか。どうお思いになりますか。

○新井政府委員 現在石炭の政策を国のはうで詰めておるわけでございますが、それに伴ひまして、いまおっしゃいますように、農地の問題とか、あるいは上水道の問題とか、いろいろの問題につきまして、おやっかいをおかけ申し上げておるわけでございます。やはり出てまいりました現象それぞれによりまして、それぞれ分担というのがあるわけでございます。石炭政策としては國でやっております。また、その際に地方公共団体とは相談もしておりますが、状況によつては事前に相談する場合もございませぬけれども、筋としては、國の政策でございませぬので、國でやっております。学校の問題は、國で生活に密接に関係のあるもの、これはまた別途自治法そのほかにもそれぞれの公共団体の任務というものもあるうかと思ひます。学校の問題は、農地の問題は、あるいは水の問題はどうなる、あるいは水の問題はどうなる、こういう関係になるわけでございますが、その間やはり農地等の問題は、私農林省の行政に詳しくはございませぬが、承るところによりますと、通常の場合農地関係のいろいろな補助は五割、重大な天災、災害がありました場合には一〇〇%というように聞いておりますので、やはりその状況に応じてございませぬ。

きめていかなければならぬのじゃないかと思ひます。國の政策について府県が何も相談にあずからないから、起こつてきた現象は全部國で見るといふことはいかにがかと思つてわけでありませぬ。

○井手委員 いや、そうでなくて、しりぬぐいだけ地方に、全部ではありませぬが、一部を押しつける。私はいつもふしぎに思つておりますのは、施業案くらは地方公共団体に知らせておく必要があるのではないか。だれが行つても見せませぬよ、通産局は。そんなに秘密にしなければならぬのかと私は言うのです。大企業のためにそれほど守つてやらなければならぬのかと言つたのです。地方公共団体に非常に影響が大きい、しかも結果において鉱害賠償の負担も持たなくてはならぬ地方公共団体、農林省に對して、施業案くらは見せる必要があるのじゃないのか。何も街頭に広告する必要があるのじゃないか。地方公共団体に對してはこれを示すくらいは用意しておいてはどうですか。きわめて秘密主義です。作業日誌も見せませぬ。口実があつても全然見せない。

○新井政府委員 石炭で、下を掘りまして上に各級の鉱害を起すわけでございますので、先生のおっしゃいますように、最初に掘るときに施業案、どういふ計画でどこを掘るかということについては、やはり最も関心のある地方公共団体に知らすべきだ、こういう御意見であります。私もその面につきましては、考へ方としては同感でございませぬ、特に最近の情勢等現地を見てもみますと、やはりあらかじめ知らすべきだと思ひますが、ただ御承知のよ

うに、経営上の問題もございませぬので、實際の鉱業権者の同意を得るのがいまの法律のたてまえになつておりますけれども、最近のような社会情勢の變化等もございまして、今度お願いしております鉱業法の改正におきましては、さういふ面を、先生の御意見のよりに、求められればやはり知らせるべきだといふふうな改正をお願いいたしておるわけでありませぬ。現行におきましては、たしか同意を得てやるということになつておるわけでありませぬ。

○井手委員 その条文を見せてください。

○新井政府委員 解釈上です。いは地上の権益者に説明するか、見せるかという問題をただいま御質問でありませぬが、現行の鉱業法におきましては、その点については明定しておりませぬ。明定してございませぬが、解釈上あるいは運用上の問題といたしまして、施業案は企業の経営上の問題といたして、取り扱ひいたして、企業との同意のもとに通産局におきまして説明する、あるいは差しつかえない範囲において見せるというふうなたてまえになつておるわけでありませぬ。ただいま石炭局長から御説明いたしましたように、今国会に上程されております鉱業法の一部改正法案におきましては、新しい考へ方に基づきまして、その点を明定してございませぬ、第一段階といたしまして、地上の権益者、これは鉱業権者に対しては、施業の実施の状況について説明を求めるところがございませぬ。地上の権益者が説明を鉱業権者に求めましたときに、鉱業権者がその



うのが現在の考え方でございまして、そういう意味で何とぞひとつ国会で御審議をいたして御了承をいただきたい、こういうふうにご考慮をいただいております。

○井手委員 私には、鉱害の申し出があつてから二年程度には解決をするという、強い方針をとつてもえぬかと思つております。その点の強い行政措置をとるご考慮があるかどうかです。

○新井政府委員 鉱害認定を済まして、なおかつ工事もございまして、鉱害認定は少なくとも先生のおっしゃつたように二年くらいにこれをやらなければならぬというように考えます。極力ひとつ一生懸命努力いたしたい、かように考えます。

○井手委員 閉山によつて鉱害復旧をしないままな場合に、一体その鉱害復旧の責任者はだれか。中心になつて、あの炭鉱の鉱害はこうしてやろうというふうな、積極的に基本計画を立て、予算獲得や推進をやられる機関はどこなのか、それをひとつ明確にしておいてもらいたいと思つております。

○新井政府委員 ちょっといま御質疑の要点を聞き漏らしましたので……。

○井手委員 それじゃ重ねて申し上げますが、閉山に伴う鉱害復旧は、どこが責任者なのか。自分が中心になつて、この場合は何か年計画でどこが事業主体になつてやるという、その中心になつて世話をやるというところはどこか。実は私もいろんな体験から困つておるのです。大体見当はついておるけれども、なかなかせわしいことに進んで指導的な立場に立つという機関が明確でなかつたように思つております。お伺いしておるわけでありまして。

○新井政府委員 この法律的な責任あるいは仕事の上での所管の範囲——責任という先生のお話の中にはいろいろの意味もあるかと思つておるけれども、閉山をした場合、おそらく無資力の場合をおっしゃつたと思つておるが、やはり山が無資力でありまして、そういう事態を生じさせたものが残つておりますれば有資力、無資力を問はず、その方にやっぱ法律的な責任はあると思つておる。しかしそれではやれないので、国のほうからいろいろな助成、援助の政策を持ち込みまして、基本計画をつくつてやりなさいというのが、復旧事業団の仕事でございまして、したがつて復旧事業団としては、そうして起つてまいりました鉱害につきまして、それを一定の計画で復旧をする仕事についての処理機関でございまして、そういう意味ではその仕事は復旧事業団がやる、こういうことにならうと思つておる。それから地方公共団体、国なんかはやはりその面であらう、先ほどの補助の問題がございまして、その分野で助成しておるわけでございます。

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな

○井手委員 第一次の責任者はだれな



画を認可する権限は通商産業大臣にある、そしてそれを各省大臣と協議して通商産業大臣が認可する。また、実施計画の段階になりますと、臨時石炭鉱害復旧法をこらんになりますように、各省大臣が認可するという事になります。そういうふうな形でございますから、そういうふうな仕組みで通商産業大臣がいろいろの職責を持っております。

○田中(榮)政府委員 ちよっと私から一言お答え申し上げます。

ただいまの非手委員のお話は、閉山炭鉱のことでございます。たまたま申し上げますと、たまたまいたしましては、さつき局長が申しましたとおり、有資力炭鉱、無資力炭鉱合わせまして、法律的のこの復旧義務は、私はこれはあくまで賠償の義務者が第一の責任者であると思っております。そこで無資力炭鉱になりますと、実際問題として、賠償義務者がいない場合もございますし、またできない場合もございますから、国土保全のためから鉱害復旧をどこの省で所管するかということになると、この鉱害復旧の所管事務は通産大臣が所管をいたすことになっております。

したがって、鉱害復旧に関する一般的な事務は通産大臣の権限、職責でございます。いまの非手委員のお話は、その全体の責任というよりも、むしろ現場における復旧の事務といえますか、復旧作業はだれが中心であり、だれが責任者かという御質問のように私聞いておりますが、それにつきまして、もし鉱害認定がありまして、鉱害復旧事業団がこれをやるということに決定いたしました場合においては、やはり現場処理のその仕事につきましても、復旧の事業そのものにつきましても、やはり鉱害復旧事業団がその仕事の一応の責任者になります。そして通産省、それから地方通産局等と連絡をとり、場合によりましては地元の方々の、あるいは市町村長、あるいは被害者の方々の、もしか対策本部ができておればその被害者の対策本部もしくは団体、もしくは連盟、あるいは被害者の方々の組合といいますが、そういうものと連絡をとりながら、鉱害復旧事業団が復旧事務の責任者として復旧事業を推進していく、こういう考え方がよいと思っております。

○井手委員 もう大体わかりましたから、その程度でいいでしょう。先刻の話によりまして、通産省は何か被害者が持つてこなくてはなかなかできぬような話もあったから聞いたわけですが、被害者が相談しようとするとうとうと閉山した場合には、あの炭鉱の鉱害は大体幾らくらいであるから、何カ年間くらいで復旧してやろう、そういうように積極的に計画を立てられるのが通産局であり、実際は鉱害部であると理解してよろしゅうございませぬ。一言だけでけっこうです。どうでしょう。

○田中(榮)政府委員 そのとおりでございます。

○井手委員 そういたしますと、その復旧については、復旧事業団はどうなれますか。全部復旧事業団の責任ではないかと思いますが、おれはあの炭鉱の鉱害はしないかするとかという選択権は復旧事業団にはないと思いが、その点はいかがでございますか。復旧事業団は国の復旧事業団であるから、賠償義務者でやれない場合の

○佐成説明員 臨時石炭鉱害復旧法の規定にも明らかのように、閉山に限定すれば閉山だけでもけっこうでございますが、閉山した山あるいは有資力その他すべてを含めまして、復旧基本計画の樹立策定は鉱害復旧事業団の職責でございます。

○井手委員 一言でいいのですが、復旧事業団の天日さん、そのとおりですね、一言だけでいいのです。

○天日参考人 法制上のたまたま御希望の点とが、一緒にまじっているのは承っております。法制上では、復旧事業団が無権者炭鉱の場合に必ず復旧するという規定には、私の記憶では法制上はなっておりません。ただし、いま政府御当局からのお答えがありまして、さような場合には復旧事業団がなすべきである、べきということは、法律上のべきと、あるいは使命上のべきとがある、かように考えて、その御趣旨に沿って進めなくてはならぬと考えております。

○井手委員 大体それでいいのです。ただ、法制上は復旧事業団がやらなくていい場合があるというふうなことになるかと、天日さんのようにものわかった方であればいいのだけれども、その点やはり実際と法制上とは一致させてもらいたいと思うので、どうですか。

○佐成説明員 鉱害復旧事業団が総合的、計画的に復旧基本計画を立てる職責を持つておる、その職責を十分尽くすように、通商産業省といたしまして

十分なる指導監督を加えるということでございます。

○井手委員 それから次に、いままでは無権者の場合がおもでございますが、有権者いわゆる有資力と認められたものが、実際は賠償の能力がない場合、実はこういうのもあるのですよ。私の近所に鉱業権者が三人、法人、個人を加えて三人ある。ところがその二人は無資力であるけれども、一人は有資力となると、すべてが無権者というわけにはいかないと、ここにむずかしさがあるわけですね。そういう場合に、いや、これは無権者ばかりではないからということがあるわけですね。いわゆる無能力、能力がないと認めた場合には、これを無権者と同等に扱うべきではないか。中小炭鉱にそんなのがたくさん出てまいります。たとえ一カ年なら一カ年期限を切つてせいぜい指導をなさつても、なお賠償の能力が認められない場合、そのためにいつまでも被害者に損害を与えるわけには参りませんから、法律上はなかなかむずかしい点はある、いわゆる納付の能力がないと認められたときはこうするといふふうな、何かそこにきちつとしたけじめはつけられないのか、これはたまたまの例が出てくると思いが、はつきりしておいてもらいたいと思いが。

○佐成説明員 およそ石炭鉱山が稼行しておりますときに不可避的に起こりますところの鉱害を十分に賠償しなければならぬ、これを法的にいかに担保していくかということでございます。また、そういう担保の能力が欠けておるような場合には、一体その山をどう処置するかということでございます。

○井手委員 端的にお伺いします。閉山炭鉱で、法律上は有資力であるけれども負担の能力がない炭鉱、行くえ不明になったり破産状態になっておるもの、それから、具体的に言えば、私の近くにもありますが、鉱業権者が三人ある。二人は無資力である、これは認定できますが、一人はほかに仕事を

ます。これは実は新しい鉱業法の法律案におきましては新しい構想が取り入れられておりますけれども、とりあえず現行の法体系のもとにおきましては、たとえ供託金、昨年度からは積み立て金ということになりましたが、積み立て金を納付させまして、少なくとも賠償所要資金の半額は鉱害賠償基金に積み立てさせておくということができております。それでその義務を履行しない場合には、施業案の不認可あるいは操業停止命令、あるいは最終的には鉱業権の取り消しというところまで行くことにいたしまして、これを担保しておく。それは将来の発生鉱害についてでありませぬけれども、すでに起こった鉱害につきましては、納付金を納めなければ鉱害復旧ができない納付金の納付義務につきましては、もちろんこれはなるべく鉱害復旧事業団あるいは通産局も大いにあつせんいたしまして、納付金を納めさせるように極力努力するのは必要でありませぬけれども、当面金繰りが苦しくて納められないという場合に、鉱害賠償基金から融資する。この融資は、結果的には、積み立て金もございませぬけれども、大部分は国が財政投融資資金から立てかえてやるという筋合いのものでございませぬ。基本的にはそのような方向で処理してまいるということでございます。

○井手委員 端的にお伺いします。閉山炭鉱で、法律上は有資力であるけれども負担の能力がない炭鉱、行くえ不明になったり破産状態になっておるもの、それから、具体的に言えば、私の近くにもありますが、鉱業権者が三人ある。二人は無資力である、これは認定できますが、一人はほかに仕事を

ます。これは実は新しい鉱業法の法律案におきましては新しい構想が取り入れられておりますけれども、とりあえず現行の法体系のもとにおきましては、たとえ供託金、昨年度からは積み立て金ということになりましたが、積み立て金を納付させまして、少なくとも賠償所要資金の半額は鉱害賠償基金に積み立てさせておくということができております。それでその義務を履行しない場合には、施業案の不認可あるいは操業停止命令、あるいは最終的には鉱業権の取り消しというところまで行くことにいたしまして、これを担保しておく。それは将来の発生鉱害についてでありませぬけれども、すでに起こった鉱害につきましては、納付金を納めなければ鉱害復旧ができない納付金の納付義務につきましては、もちろんこれはなるべく鉱害復旧事業団あるいは通産局も大いにあつせんいたしまして、納付金を納めさせるように極力努力するのは必要でありませぬけれども、当面金繰りが苦しくて納められないという場合に、鉱害賠償基金から融資する。この融資は、結果的には、積み立て金もございませぬけれども、大部分は国が財政投融資資金から立てかえてやるという筋合いのものでございませぬ。基本的にはそのような方向で処理してまいるということでございます。

○井手委員 端的にお伺いします。閉山炭鉱で、法律上は有資力であるけれども負担の能力がない炭鉱、行くえ不明になったり破産状態になっておるもの、それから、具体的に言えば、私の近くにもありますが、鉱業権者が三人ある。二人は無資力である、これは認定できますが、一人はほかに仕事を

ます。これは実は新しい鉱業法の法律案におきましては新しい構想が取り入れられておりますけれども、とりあえず現行の法体系のもとにおきましては、たとえ供託金、昨年度からは積み立て金ということになりましたが、積み立て金を納付させまして、少なくとも賠償所要資金の半額は鉱害賠償基金に積み立てさせておくということができております。それでその義務を履行しない場合には、施業案の不認可あるいは操業停止命令、あるいは最終的には鉱業権の取り消しというところまで行くことにいたしまして、これを担保しておく。それは将来の発生鉱害についてでありませぬけれども、すでに起こった鉱害につきましては、納付金を納めなければ鉱害復旧ができない納付金の納付義務につきましては、もちろんこれはなるべく鉱害復旧事業団あるいは通産局も大いにあつせんいたしまして、納付金を納めさせるように極力努力するのは必要でありませぬけれども、当面金繰りが苦しくて納められないという場合に、鉱害賠償基金から融資する。この融資は、結果的には、積み立て金もございませぬけれども、大部分は国が財政投融資資金から立てかえてやるという筋合いのものでございませぬ。基本的にはそのような方向で処理してまいるということでございます。

○井手委員 端的にお伺いします。閉山炭鉱で、法律上は有資力であるけれども負担の能力がない炭鉱、行くえ不明になったり破産状態になっておるもの、それから、具体的に言えば、私の近くにもありますが、鉱業権者が三人ある。二人は無資力である、これは認定できますが、一人はほかに仕事を

ます。これは実は新しい鉱業法の法律案におきましては新しい構想が取り入れられておりますけれども、とりあえず現行の法体系のもとにおきましては、たとえ供託金、昨年度からは積み立て金ということになりましたが、積み立て金を納付させまして、少なくとも賠償所要資金の半額は鉱害賠償基金に積み立てさせておくということができております。それでその義務を履行しない場合には、施業案の不認可あるいは操業停止命令、あるいは最終的には鉱業権の取り消しというところまで行くことにいたしまして、これを担保しておく。それは将来の発生鉱害についてでありませぬけれども、すでに起こった鉱害につきましては、納付金を納めなければ鉱害復旧ができない納付金の納付義務につきましては、もちろんこれはなるべく鉱害復旧事業団あるいは通産局も大いにあつせんいたしまして、納付金を納めさせるように極力努力するのは必要でありませぬけれども、当面金繰りが苦しくて納められないという場合に、鉱害賠償基金から融資する。この融資は、結果的には、積み立て金もございませぬけれども、大部分は国が財政投融資資金から立てかえてやるという筋合いのものでございませぬ。基本的にはそのような方向で処理してまいるということでございます。

○井手委員 端的にお伺いします。閉山炭鉱で、法律上は有資力であるけれども負担の能力がない炭鉱、行くえ不明になったり破産状態になっておるもの、それから、具体的に言えば、私の近くにもありますが、鉱業権者が三人ある。二人は無資力である、これは認定できますが、一人はほかに仕事を

ます。これは実は新しい鉱業法の法律案におきましては新しい構想が取り入れられておりますけれども、とりあえず現行の法体系のもとにおきましては、たとえ供託金、昨年度からは積み立て金ということになりましたが、積み立て金を納付させまして、少なくとも賠償所要資金の半額は鉱害賠償基金に積み立てさせておくということができております。それでその義務を履行しない場合には、施業案の不認可あるいは操業停止命令、あるいは最終的には鉱業権の取り消しというところまで行くことにいたしまして、これを担保しておく。それは将来の発生鉱害についてでありませぬけれども、すでに起こった鉱害につきましては、納付金を納めなければ鉱害復旧ができない納付金の納付義務につきましては、もちろんこれはなるべく鉱害復旧事業団あるいは通産局も大いにあつせんいたしまして、納付金を納めさせるように極力努力するのは必要でありませぬけれども、当面金繰りが苦しくて納められないという場合に、鉱害賠償基金から融資する。この融資は、結果的には、積み立て金もございませぬけれども、大部分は国が財政投融資資金から立てかえてやるという筋合いのものでございませぬ。基本的にはそのような方向で処理してまいるということでございます。

○井手委員 端的にお伺いします。閉山炭鉱で、法律上は有資力であるけれども負担の能力がない炭鉱、行くえ不明になったり破産状態になっておるもの、それから、具体的に言えば、私の近くにもありますが、鉱業権者が三人ある。二人は無資力である、これは認定できますが、一人はほかに仕事を

ます。これは実は新しい鉱業法の法律案におきましては新しい構想が取り入れられておりますけれども、とりあえず現行の法体系のもとにおきましては、たとえ供託金、昨年度からは積み立て金ということになりましたが、積み立て金を納付させまして、少なくとも賠償所要資金の半額は鉱害賠償基金に積み立てさせておくということができております。それでその義務を履行しない場合には、施業案の不認可あるいは操業停止命令、あるいは最終的には鉱業権の取り消しというところまで行くことにいたしまして、これを担保しておく。それは将来の発生鉱害についてでありませぬけれども、すでに起こった鉱害につきましては、納付金を納めなければ鉱害復旧ができない納付金の納付義務につきましては、もちろんこれはなるべく鉱害復旧事業団あるいは通産局も大いにあつせんいたしまして、納付金を納めさせるように極力努力するのは必要でありませぬけれども、当面金繰りが苦しくて納められないという場合に、鉱害賠償基金から融資する。この融資は、結果的には、積み立て金もございませぬけれども、大部分は国が財政投融資資金から立てかえてやるという筋合いのものでございませぬ。基本的にはそのような方向で処理してまいるということでございます。

○井手委員 端的にお伺いします。閉山炭鉱で、法律上は有資力であるけれども負担の能力がない炭鉱、行くえ不明になったり破産状態になっておるもの、それから、具体的に言えば、私の近くにもありますが、鉱業権者が三人ある。二人は無資力である、これは認定できますが、一人はほかに仕事を

ます。これは実は新しい鉱業法の法律案におきましては新しい構想が取り入れられておりますけれども、とりあえず現行の法体系のもとにおきましては、たとえ供託金、昨年度からは積み立て金ということになりましたが、積み立て金を納付させまして、少なくとも賠償所要資金の半額は鉱害賠償基金に積み立てさせておくということができております。それでその義務を履行しない場合には、施業案の不認可あるいは操業停止命令、あるいは最終的には鉱業権の取り消しというところまで行くことにいたしまして、これを担保しておく。それは将来の発生鉱害についてでありませぬけれども、すでに起こった鉱害につきましては、納付金を納めなければ鉱害復旧ができない納付金の納付義務につきましては、もちろんこれはなるべく鉱害復旧事業団あるいは通産局も大いにあつせんいたしまして、納付金を納めさせるように極力努力するのは必要でありませぬけれども、当面金繰りが苦しくて納められないという場合に、鉱害賠償基金から融資する。この融資は、結果的には、積み立て金もございませぬけれども、大部分は国が財政投融資資金から立てかえてやるという筋合いのものでございませぬ。基本的にはそのような方向で処理してまいるということでございます。

○井手委員 端的にお伺いします。閉山炭鉱で、法律上は有資力であるけれども負担の能力がない炭鉱、行くえ不明になったり破産状態になっておるもの、それから、具体的に言えば、私の近くにもありますが、鉱業権者が三人ある。二人は無資力である、これは認定できますが、一人はほかに仕事を

やっている。しかし、人の分まで納める力はないのです。そういうふうな納付の能力がないと認められるものについては、無権者と同様の取り扱いができないのか、いや、お前は有資格だからだめですよということでは、被害者がかわいそうですから、何かそのけじめはつけられぬのかと聞いているのです。

○佐成説明員 いまの点は要するに、能力がないということの認定をいかなる要件で行なうかということになります。これは有資格であるのか無資格であるのかよくわからぬということでは無資格扱いいたします。これは、国の補助金の適正な使い方からいかがかと思われわけでありまして、ほんとうに納付能力がないものに限って、無資格の扱いで、地方公共団体で見えていくということでございますから、やはりほんとうに納付能力がないのかどうかというところは相当厳格に査定しなければならぬということは当然であらうかと思えます。ただ真に納付能力がないのかどうかということの認定に手問どっては、これは被害者に迷惑をかけ、国土の復旧も遅延するということでありまして、この認定はきわめて迅速に行なわなければならぬことでありまして、その機構は漸次整備しておりますけれども、認定の要件といたしましては、たとえば石炭鉱業が法人の形で行なわれおります場合には、鉱業権を放棄することはもちろんでありませぬけれども、少なくとも法人の解散手続は済ましてもらおう、あるいは個人が企業主体となっております場合には、鉱業権の放棄はもちろぬのことでありますが、その者が生計を営むに足

るだけの資力しか有しないということを確認をいたしまして、その確認を迅速にいたしまして、その確認ができた上は、無資力ということで迅速に計画を実施するというものであります。

○井手委員 その最後のおことばの個人の場合、法人の場合は簡単ですが、しかし個人の場合はなかなかむずかしいのです。これは生計以上の収入があるというような場合、本人がおれば破産することはいやだ、そういうような無資力の認定を受けるのはいやだ、しかし金は納められぬ、こういう場合どうするかということですよ。

○佐成説明員 先生の御設問は要するに、実態として能力があるのにいやだと言っておられるのか、能力がないにいやだと言っておられるのかという点になります。真に納付金を納める能力がないという場合には、生計を営むに足る資力以外ないという認定は、別に破産までは要求しておりませんが、これはたとえ市町村長の証明でよろしいということにしておりません。大体運用上はそんなような方向でやっております。それから、ほんとうは資力があるのに納付する意思がないというふうな場合の御設問であるならば、これは臨時石炭鉱業復旧法上は、そういう場合には滞納処分例によつて取り立てるといふ規定があります。こういう法令はなるべく発動しないほうがよろしいのでありますが、法令体系上はそういうに整備されておることでございます。

○井手委員 この程度にとどめておきます。個々の問題は個々の問題として、また別個に話をいたしましょう。

そこで鉱害水道の問題ですが、これは大蔵省、通産省、厚生省にまたがっております。鉱害水道の補助率が、一般の改良的な水道の補助率と同率であるという点、この問題は、石炭対策の委員会では非常に大きく取り上げられて、与野党一致してこの補助率を引き上げるべきだという強い要望をいたしました。先般来いまして、三十九年度予算においても何ら改善のあとが見えないのであります。先般来いまして、この審議してまいりましたが、どの被害も鉱害については非常に困る問題ですが、水くらしい切実な問題はないのです。朝昼晩お互いの生存に、収入ではございません、生存に必要な水がない。額額さん、あなたも鉱害などというところは御存じないかもしれません。厚生省の政務次官も鉱害が何かおわかりにならぬかもしれません。何百メートル下を採掘して空洞になっておる。そのために水がどどんと落ちて、炭鉱は毎日多量の水をくみ上げておるのです。したがって、上のほうにある水田の水がなくなる、川の水もなくなる、井戸の水もなくなる、その被害というものはほんとうに気の毒です。朝昼晩、パケツを持って隣部落や遠方にくみに行かなければならぬ。もらい水しなければならぬというところがたくさんござい

ます。そういう被害地に対して、稼行中の炭鉱においてはやむを得ず、炭鉱で水道を引いてやるのです。ところがこの国の補助率が、端数は申し上げませんが、農地については五五％、家屋につきましても三五％あるのに、水道は二五％しかございません。厚生省は従来、大蔵省もそうですが、この水道というの改良だ、環境衛生、環境

条件の改良であるから、条件をよくするために若干国から補助をしてやろうという一般的な上水道、簡易水道の補助率と同じ考えをもつてやられた。しかし今度の石炭対策のために相次いで閉山が行なわれ、その閉山炭鉱の管理の問題も非常に問題になるわけですが、私はこの水道の補助率について、なせ三十九年度に補助率を引き上げ認められないのか、これは鉱害については一番大きな問題です。与野党一致して強い要望でした。また厚生大臣も現地に行かれてよく見られておるし、名前もききまは申し上げませんが、厚生省関係の方が、三十九年度からは三分の二の補助率になりまよというお話をなさって、地元民が非常に喜んでおることも承っております。農地が五五％、家屋等が三五％の補助率である。朝昼晩生きていくのに一番必要な水がかわれてしまふ、その鉱害について、なせそんなに低い補助率で済まされるのか、私はこの点について各省大臣の、責任者のはっきりしたお話をききまは承りたいと思っております。このことは私ばかりではございません。関係者がみんなです。私は大体おとなしいから、すから、ことばはやわらかに申し上げておりますが、実際はみんなほんとうに怒りをもつてこの委員会に臨んでおるのであります。なせ補助率をあれほど要望したのに引き上げられないのか。それは国の立場もあるでしょう。しかし法の体系には統一が必要ですよ。この間も林法制局長官が予算委員会でも申し上げておりました。当然のことです。法の体系には統一がなくなっちゃなりません。同じ鉱害であるならば、なせ補助率を片一方は五五％であり、三五％で

あるけれども、水道についてはわずかに二五％なのか。一番切実な水の問題については、補助率が一番低い。なせそれを改めようとならぬのか。ます所管省の厚生大臣の代理である政務次官からお答え願います。

○砂原政府委員 ただいま井手先生の御質問の点は、われわれもしくごもつともだと思えます。厚生省といたしましては、ぜひ本年度から三分の二の補助率を獲得するために努力を続けてまいりました。しかしながら、はなはだ遺憾でございますが、大蔵省のほうの理解をまだ得るに至らなかつたので、現在の四分の一の補助率でとどまっております。しかし、それでは厚生省はもうあきらめたかとおしかりを受けようと思っております。いまなお大蔵省に対して、本件に關しては折衝を続けておるのであります。ただ、こうした補助率の低いために、その地域の市町村では非常に困るわけですから、そこで、補助率の残額に對しましては、全額を自治省のほうで起債を認めるようにいたしております。そうして当面その当該市町村においては財政的には困らないようにいたしているのでございます。ただ、これが償還等についてはまた問題が起つてまいりますので、自治省のほうでは、その対策については、その町村の一般財政等とにらみ合わせて、これが善処をはかつていけるような方法を講じたい、現段階ではさような努力を続けています。

○井手委員 それじゃ、大蔵省にお伺いします。まだ御理解をなさつておらぬようでございますが、いかがでございますか。

いますか。

○竊竊政府委員 お答えいたします。ただいま井手委員からお話しのよう

に、水の問題は住民の生活に直結する非常に大きな問題でございます。この委員会におきましていろいろな問題

になっておりますことは、私も承知いたしております次第でございます。そ

こで大蔵省といたしましてはいろいろ検討をいたしたのでございますが、い

ろいろの措置におきまして、産炭地の救済等につきましては努力を続けてま

いる。上水道の建設につきましてはいろいろの措置を講じてまいっておりますが、もとより井手委員がおっしゃいますように不十分であるだろうと思

を解決しない限りはこの法案は通すわけにはいかぬという、私どものほうの

実は取りきめになっておりまして、非常に強い決意でございます。もしお急

ぎであれば、あとでまた論議しますから、一応御退席になってけっこうで

す。 續額さん、大蔵省はひとつ残っている

だけだと思っております。同僚議員も参らうと思っております。国会の権威と申

しますか、与野党一致した要望が全く無視されたということに対して、私も承服できません。この問題はまたほかの問題のあとに、私は締めくくりに御相談をすることにいたします。

将来の減収のいわゆる暫定補償、これは認められておりますが、休耕補償に

ついてはすでに農林省でそれを出すということについて成案ができておりま

すか。 ○丹羽(雅)政府委員 暫定補償は、御承知のとおり、一応復旧をいたしまし

て、熟田化するまでの減収分を見る、これは前からやっております。それか

らいま御指摘の、工事をいたします場合に一作なり二作なり休む、その間に

所得が減る、その分を休耕補償として処理いたしたい、こういう立場で通産

省その他いろいろ御相談をいたしまして、三十九年度からこれを事業費の中に見まして実行いたす考えで進んで

それが、やっぱりもちもち屋でなければならぬわけですが、従来は被害者と加害

者の間で相談をし、まともなぬときに通産局のほうに相談をするいろいろな

機関がございますが、しかしそんなぬんどうなことを農民はできるものでは

ございませんので、泣き寝入りするのが非常に多いのです。その場合に、農林

省や県などというのはほとんどタッチいたしておりません。権限もないし、

また熱意も私はいま見受けられないと思うのです。これは休耕補償の場合

も出てくるわけですが、いわゆる被害の被害者、加害者の関係をもう少しス

銘害賠償のうちの金銭賠償に当たる形

態であります。これにつきましては、二つの観点から関与するというところであり

ます。一つは銘害賠償基準の作成ということでありまして、この銘害賠償基準

の作成は通産産業局長が定めるといいます。銘害賠償基準はしかしながら現在の銘

害賠償基準はしかしながら現在の銘害賠償基準はしかしながら現在の銘害賠償

法のもとにおきましては、当事者賠償主義を貫くたてまえ上、これに何とも

拘束されるものではないという形が一つ法文上明記されております。しかしながら減収補償につきましては、どうい

うふうなことを通じまして、もちろん通産局長があつせんにいたします場合には、農業関係の学識経験者をわずらわし、あるいは農政局などと御一緒にこれを行なうということでございます。

○井手委員 そうなっておりますが、なかなか農政局なんというものは全然いままでは関係しておりません。私が聞きたいのは、どの市町村のどの部落は反収幾らであるということをおきめておく必要があるか、これは反収の争いが一番問題ですよ。

○佐成説明員 これはわれわれの直接の所管ではございませんけれども、この数年間非常に農業技術が進歩しております。特定の地区の反収というものは非常に進歩しております。けれども、しかしが、いま先生のおっしゃいましたような地区別に反収をびしゃつときめておくというやり方よりは、むしろ一般的に、先ほど申しましたように、鉱業法の百十二条に基づきます損害賠償の基準を定めておく、そのうちその基準に基づきまして、一応当事者が交渉する、その交渉がまとまらなかつたときには通産産業局長があつせんを行なう、そのあつせんは現に相当数やっておりますのでございまして、そのあつせんを行ないます場合に、農政局からも人が出ていただき、また大学の農業関係の先生にも入っていただくというふうなことであつせんの解決を見ておる例は多々あるのでございます。

○丹羽(雅)政府委員 先生の御指摘の、具体的な地区におきますいわば平年の反収ということはおそらく実際とれた収量との差額の問題で非常に

めるだろうと存じますことは、農林省の経験といたしまして、供米の問題あるいは農業共済保険、いろいろ経験があるわけでございます。御承知のとおり、農業共済等におきましては、基準反収というものを設けております。したがってこの問題も、年々変更いたしておるのであります。全国的に画一的に部落ごとにいわゆる平年反収をきめておく、そうして一切の紛争をやめたらどうかというふうに、画一的にやることについてはいかがかと存じます。いま通産省のほうからお話でございます。具体的なケースで農林省のほうからそういう地区の資料を出して問題の解決の促進をはかたらどうかという点に關しましては、統計調査部の資料等を十分御活用願うし、それをまたもとにいたしまして御相談にあずかるという形で御協力をいたしたいというふうに考えます。

○井手委員 問題がありますが、それはこの程度にとどめておきます。ただ、いま最後に、統計調査部のお話が出ました。それを活用したいと思っております。あなたは災害保険とおっしゃいますが、そんなことを農林省が考えたらいへんですよ。農業災害保険法は基準反収が非常に低いのです。保険金が高いから低くきめられておる、そこが炭鉱のねらいですから、注意をしておきりしていただきたいと思ひます。

それから応急工事で最近困つた問題がありますから、この機会にお伺ひいたします。応急工事は、せつかく法律改正を行ないましたけれども、ほとんど実行されておられません。非常にめんどろな規定になっております。「及び」

という二重になる、これは「また」にすべきではないかというのであります。そしてまた、その立てかえ金は地方公共団体がしなくてはなりません。そんな応急工事の場合に地方公共団体が立てかえなければならぬという理由も、私はおかしいと思ひます。これは被害者にとつて非常に迷惑でございますが、この改正をやはりしなればならぬのか、それはどういうふうにお考えですか。

○新井政府委員 この応急工事の考え方でございませぬけれども、きわめて厳格に解釈をしておるのでございまして、それをやらなければ出水があつて住民に多大の被害を与えるというふうな場合、これはほつておけないというふうなことでやっております。ございませぬ。ただ両者いろいろ事情があつて何とか早くしなければならぬというふうな程度では、応急復旧工事というふうには考えておられません。

○井手委員 いまの答弁はちよつとおかしいですよ。当時のこの特別委員会速記録をべん読んでおいてもらいたい。これは非常な困難をばらばらに非常にお困りであろうからできるだけ解釈をばらばらに、なるべく応急工事で、たとえば地帯と競合があつたとか、あるいは炭鉱が二つも三つもあつて、どこの炭鉱が加害者かわからないような場合に困るものがあるから、その場合には応急工事をいたしますという答弁であつたのです。そういう約束です。ところがいままではおそらく一件も実行されていないわけじゃないですか。河川の場合も橋梁の場合も、応急工事の範囲は、当時はいろいろここで例をあげて当局から言明があつたわ

けです。一べん読んでおいてもらいたいと思ひます。実際に非常な期待があつた法律が、ほとんど効力を發揮してない。いま局長は、非常に窮屈に解釈しておつた。それじゃおさら問題です。そうしてまた、地方公共団体がその費用を立てかえなければならぬ。地方だつて楽な財政ではございませぬから、立てかえるところはございませぬ。それじゃ死文と同じです。実情に沿うように改められる御用意があるかどうかお伺ひしておきます。

○新井政府委員 先般こういう改正をやつたわけでございますので、現実にはまだ適用があるかないか、この辺、いまお話ございましたが、いまのところ、五十三条の三でございますけれども、「天災その他の不可抗力と競合して発生したことその他の特別の事情により」云々、あるいは「放置するとき」は、著しい被害を「云々と書いてございませぬが、やはりこういうふうな運用でやつていくのが至当かと思つておりますので、ただいまこれを改正するということは思つておられません。

○井手委員 それじゃ、この法律を改正しても何にもならなかつたということになりますね。これは、その「被害が天災その他の不可抗力と競合して発生したことその他の特別の事情により」こうなつておる。また、「民生の安定を著しく害するおそれがあること。」これは第二号です。第一号と第二号は別々だという解釈でした。第一号と第二号を一つに合わせなくては該當しないと

別々でございませぬ。民生安定はきわめて重大でございませぬから、この第二号を大いに活用したいということですが、当時の局長の答弁でありました。したがって、濁水によって農地が荒廃しておるような場合には収獲が皆無になるわけですから、それは非常に農家のほうはお困りであらう、そういう場合には民生安定という立場からやりますというのであつた。私が当時取り上げた問題で、いや、そういうことも予想してやっておりますというおことばがあつたけれども、もう五年たつたが応急工事を全然やっております。

○佐成説明員 この法律改正によりまして、特定応急工事の制度が設けられた。これは非常に切迫した危急の状態が発生したという場合、その鉱害認定

第二は、地方公共団体が負担しなければならぬ鉱害復旧工事で、地方公共団体が立てかえて、認定が出るまで五年も十年も、何年も待たなければならぬ。そんな余裕は地方公共団体にはないはずですよ。その点はいかがでございますか。

○佐成説明員 この法律改正によりまして、特定応急工事の制度が設けられた。これは非常に切迫した危急の状態が発生したという場合、その鉱害認定





りこれは筋が通らないのではないかと、このように考へるのであります。

○滝井委員 そう言うとかどが立つのであります。まず閉山炭鉱の水道は、逆にいうと、それが鉱害であろうと、かろうと四分の一の補助なんです。有資力無資力じゃないんです。鉱害であろうとなかろうと、四分の一の補助なんです。その中で、それで鉱害だけのものについて六二・五です、こういうことです。これは有資力、無資力と言わないのです。鉱害だけは六二・五です。これならば非常に範圍が狭くなるのです。しかもこれは水の問題だから、有資力であろうと無資力であろうと、どうしてもこれはつくらなければならぬものなんです。つくらなければならぬことになるかという、やみ水道になる。やみ水道で、赤痢でも流行してごらんない。これはもう一挙に保健所から自治体がやかましく言われる。だからこういう事人命に關する問題、水は命につながる問題なんだから、それを無資力有資力ということに分けずに、有資力でも無資力でも、とにかく鉱害があったという水道は、それが炭住に行つておろすとどこに行つておろすと、これはひとつ高率補助をいたしましょう、六二・五の補助にしてください、こういう形なんです。それでばく大な金が、一國の予算編成の根本をゆるがすような大きな金が必要わけじゃないんです。これはもう二、三年すれば、大体閉山も四十三年で終わっちゃう。もう三十八年度で山は越えたんですから。ことし以降はあと始末で、わずかな水道があるだけ

です。ことし、あなたのほうは、去年うんとやったから一千万円あればいいだろうと思つたら、二億くらい出でてきておらないでしよう。その三分の二を見たつて、たいしてこれは予算の編成の根本をゆるがすほどのものじゃない。命のかたである水を供給するということが順調にいくかいかぬかの問題ですから、そこを一般の公共事業にまで拡大しようというなら、これはたいへんじゃない。鉱害のあった水道だけ三分の二にしてください、こういうことなんです。だから、鉱害があるかどうかの認定は通産局がしてくる。それから、それを無資力とか有資力とかと言いません。六二・五に鉱害水道をして、今度は無資力は九割にせよ、やんてけなことは申しません。六二・五でけこうです。こういうきわめて謙虚な、つましやかな、ささやかなお願いなんです。これは鉱害課長は首を縦に振りよるから、おそらく賛成なんでしょう。きょうはもう大蔵省の船後さんに来ておいてもらわぬと困るのですけれども、隣にくぎづけになつていられるから……これはどうでしょうか。昔から測隠の情というのがあるでしよう。測隠の情をひとつ出して答弁してください。

○田辺説明員 閉山炭鉱につきましての厚生省所管としてついであります。いまの補助金で出される補助事業、これは鉱害復旧としてでなくやられるものだけでございます。鉱害に該当しますものは、臨鉱法の体系に沿ひまして、それでやられるわけでありまして、す

から滝井先生がおっしゃつております、閉山炭鉱の水道の中で鉱害の分だけ六二・五でやれというの、今度には監鉱法の体系でものを考えなければならぬ、こういうことになりまして。そうしますと、有資力と無資力とどうもごちゃごちゃにしてしまふという感じになるわけでございます。

○滝井委員 ちょっと私勘違いしておりましたが、そうしますと、水道については有資力無資力ということをお聞きしたいわけだ。とにかく鉱害のあるところは全部六二・五にしてください。それで閉山炭鉱の部分、これは鉱害があればいいわけだ。閉山炭鉱の部分でも、いづぶん鉱害があるわけですよ。しかし炭鉱はなかなか認めずに、閉山炭鉱のものでない、こう言つておるわけですよ。あつても鉱害とはしてないんです。だから鉱害というところになれば、今度は非常に慎重に検討してもらつていけばいいですから、鉱害炭鉱の水道、鉱害のある水道については六二・五にしてください、そうしてこれは有資力無資力は言いません、こういう形です。

○續編政府委員 鉱害に対する認定は、御承知のように通産省のほうでやられるわけでございます。いまお話のように、非常に数が少ないだろうというふうなお話でございます。滝井先生、この前の社労のほうで、鳴かぬなら鳴かしてみようとおっしゃいました。私も悲しい声でついに鳴かされてしまったようなわけなのでございます。これはまあ炭鉱地としてほしい、大きな問題でございますし、鉱害に指定されたものにつきましては、ひとつそれは個別に取り出して、そういう

しましてひとつ事務当局と十分検討いたしまして善処したい、こう考えます。

○多賀谷委員 関連。実は國の補助が鉱害に出るようになってからの経過を皆さんが御承知ないから、いまされておるような答弁をなさつておるわけなんです。これは率直に言うと、最初鉱害の補助金が出たのは、道路から出た。なせ道路から出たかという、本来道路というのは維持管理を当然若干國及び都道府県はしなければならぬのにかかわらず、鉱業権者のみにまかしておる、鉱害の上における公共事業というの、當時は國及び地方公共団体は出さないで維持管理をしておつた、こういう問題は第一非常に矛盾しておるじゃないかというので出た。これは当時石炭が統制であつたという問題からも起つてきた。その次にブル資金をとるといふので、各炭鉱からトントン当たり幾らというのでブル資金をとつた、昭和二十五年からは、要するに戦時鉱害に対する特別鉱害というのが出た、それから臨鉱法というのができたんですがね。率直に言うと、厚生省なんというのには鉱害を知らなかつたんです。ですから、当時一番率の高いのは農地です。農地の復旧が問題だといふので、農地が一番高い。農地は鉱業権者が三五％に六五％が國と都道府県。なせ農地が六五％になり水道が二五％になるか、これは根拠はないんですよ。しかし当時の背景というの、農地は必ず復旧しなければならぬという政治的、社会的な問題があつた、ですからこれは六五になつた。鉱業権者は、有資力でですよ、三五になつた。それから一般の公共事業においては大体四〇％

が國、それから六〇％が鉱業権者ということになつた。そのときに水道とかいう問題はあまり問題なかつたんですよ。そうして炭鉱が景気がよかつたから、みずから水道を引いておつたんですよ。ですから二五％であるうと幾らであろうと、ほとんど事例がないんですよ。ですから、厚生省の事もきわめて低い。鉱害に特別に補助金をくれないという声を、水道について全然聞かない。そういう、まあ一年に一件あるか二年に一件あるかわからないときの二五％です、この二五％というのは、だれが考へても農地の場合は六五％、水道の場合は二五％、下水道は三分の一、その他の公共事業は四〇％、それから家屋の地盤等の復旧は五〇％なんという、こういう比率が出てくるわけはないんですよ。それは当時の要請でせうなつたんですよ。当時水道というのはあまり問題なかつたから、二五でもあまり騒がれなかつた。ところが、今日の情勢はがらつと違ふんですよ。いま水が一番問題ですから、有資力の場合でも賠償義務者がほとんど水道の施設ができないということですから、賠償義務者は三五にして、國及び都道府県が、あるいはどうなるかわかりませんが、要するに有資力の場合でも六五、農地と同じように上げてても理論的におかしくないですよ。あなた方は過去にこだわられるけれども、これがどういふ基準でなつたのかといつたら答弁できぬでしよう。当時の社会情勢がそういう情勢になつておつた。ですから、これに固執する必要はないんですよ。水の問題が重要であれば、当然水の率を上げればいい。これは大蔵次官、当然考へてもらわなければならぬ。いま

が國、それから六〇％が鉱業権者ということになつた。そのときに水道とかいう問題はあまり問題なかつたんですよ。そうして炭鉱が景気がよかつたから、みずから水道を引いておつたんですよ。ですから二五％であるうと幾らであろうと、ほとんど事例がないんですよ。ですから、厚生省の事もきわめて低い。鉱害に特別に補助金をくれないという声を、水道について全然聞かない。そういう、まあ一年に一件あるか二年に一件あるかわからないときの二五％です、この二五％というのは、だれが考へても農地の場合は六五％、水道の場合は二五％、下水道は三分の一、その他の公共事業は四〇％、それから家屋の地盤等の復旧は五〇％なんという、こういう比率が出てくるわけはないんですよ。それは当時の要請でせうなつたんですよ。当時水道というのはあまり問題なかつたから、二五でもあまり騒がれなかつた。ところが、今日の情勢はがらつと違ふんですよ。いま水が一番問題ですから、有資力の場合でも賠償義務者がほとんど水道の施設ができないということですから、賠償義務者は三五にして、國及び都道府県が、あるいはどうなるかわかりませんが、要するに有資力の場合でも六五、農地と同じように上げてても理論的におかしくないですよ。あなた方は過去にこだわられるけれども、これがどういふ基準でなつたのかといつたら答弁できぬでしよう。当時の社会情勢がそういう情勢になつておつた。ですから、これに固執する必要はないんですよ。水の問題が重要であれば、当然水の率を上げればいい。これは大蔵次官、当然考へてもらわなければならぬ。いま

が國、それから六〇％が鉱業権者ということになつた。そのときに水道とかいう問題はあまり問題なかつたんですよ。そうして炭鉱が景気がよかつたから、みずから水道を引いておつたんですよ。ですから二五％であるうと幾らであろうと、ほとんど事例がないんですよ。ですから、厚生省の事もきわめて低い。鉱害に特別に補助金をくれないという声を、水道について全然聞かない。そういう、まあ一年に一件あるか二年に一件あるかわからないときの二五％です、この二五％というのは、だれが考へても農地の場合は六五％、水道の場合は二五％、下水道は三分の一、その他の公共事業は四〇％、それから家屋の地盤等の復旧は五〇％なんという、こういう比率が出てくるわけはないんですよ。それは当時の要請でせうなつたんですよ。当時水道というのはあまり問題なかつたから、二五でもあまり騒がれなかつた。ところが、今日の情勢はがらつと違ふんですよ。いま水が一番問題ですから、有資力の場合でも賠償義務者がほとんど水道の施設ができないということですから、賠償義務者は三五にして、國及び都道府県が、あるいはどうなるかわかりませんが、要するに有資力の場合でも六五、農地と同じように上げてても理論的におかしくないですよ。あなた方は過去にこだわられるけれども、これがどういふ基準でなつたのかといつたら答弁できぬでしよう。当時の社会情勢がそういう情勢になつておつた。ですから、これに固執する必要はないんですよ。水の問題が重要であれば、当然水の率を上げればいい。これは大蔵次官、当然考へてもらわなければならぬ。いま

が國、それから六〇％が鉱業権者ということになつた。そのときに水道とかいう問題はあまり問題なかつたんですよ。そうして炭鉱が景気がよかつたから、みずから水道を引いておつたんですよ。ですから二五％であるうと幾らであろうと、ほとんど事例がないんですよ。ですから、厚生省の事もきわめて低い。鉱害に特別に補助金をくれないという声を、水道について全然聞かない。そういう、まあ一年に一件あるか二年に一件あるかわからないときの二五％です、この二五％というのは、だれが考へても農地の場合は六五％、水道の場合は二五％、下水道は三分の一、その他の公共事業は四〇％、それから家屋の地盤等の復旧は五〇％なんという、こういう比率が出てくるわけはないんですよ。それは当時の要請でせうなつたんですよ。当時水道というのはあまり問題なかつたから、二五でもあまり騒がれなかつた。ところが、今日の情勢はがらつと違ふんですよ。いま水が一番問題ですから、有資力の場合でも賠償義務者がほとんど水道の施設ができないということですから、賠償義務者は三五にして、國及び都道府県が、あるいはどうなるかわかりませんが、要するに有資力の場合でも六五、農地と同じように上げてても理論的におかしくないですよ。あなた方は過去にこだわられるけれども、これがどういふ基準でなつたのかといつたら答弁できぬでしよう。当時の社会情勢がそういう情勢になつておつた。ですから、これに固執する必要はないんですよ。水の問題が重要であれば、当然水の率を上げればいい。これは大蔵次官、当然考へてもらわなければならぬ。いま

が國、それから六〇％が鉱業権者ということになつた。そのときに水道とかいう問題はあまり問題なかつたんですよ。そうして炭鉱が景気がよかつたから、みずから水道を引いておつたんですよ。ですから二五％であるうと幾らであろうと、ほとんど事例がないんですよ。ですから、厚生省の事もきわめて低い。鉱害に特別に補助金をくれないという声を、水道について全然聞かない。そういう、まあ一年に一件あるか二年に一件あるかわからないときの二五％です、この二五％というのは、だれが考へても農地の場合は六五％、水道の場合は二五％、下水道は三分の一、その他の公共事業は四〇％、それから家屋の地盤等の復旧は五〇％なんという、こういう比率が出てくるわけはないんですよ。それは当時の要請でせうなつたんですよ。当時水道というのはあまり問題なかつたから、二五でもあまり騒がれなかつた。ところが、今日の情勢はがらつと違ふんですよ。いま水が一番問題ですから、有資力の場合でも賠償義務者がほとんど水道の施設ができないということですから、賠償義務者は三五にして、國及び都道府県が、あるいはどうなるかわかりませんが、要するに有資力の場合でも六五、農地と同じように上げてても理論的におかしくないですよ。あなた方は過去にこだわられるけれども、これがどういふ基準でなつたのかといつたら答弁できぬでしよう。当時の社会情勢がそういう情勢になつておつた。ですから、これに固執する必要はないんですよ。水の問題が重要であれば、当然水の率を上げればいい。これは大蔵次官、当然考へてもらわなければならぬ。いま

一番大きな問題は水でしょう。それは農地も家屋も問題でしょうけれども、水も水道の補助が少なくてできないなら、補助率を上げていく必要がある。ほかの率は国及び都道府県は六五なんですから。だからそういう社会情勢に応じた補助率の改定をしていただかないと、従来二五%だった、二年か三年で一回しかなかった当時と情勢が違うのですよ。ひとつ御答弁願いたい。

○**彌福政府委員** いま先生の御意見のように鉾山の水道は、大部分は鉾山に使用されている方々の住宅に対していたしているような状態であり、またこの二五%というのをきめた当時は、まだ炭鉱も非常に景気のいいときであるというふうなこともあったかと思えます。しかし一面には、これに對して地方自治団体はもとほめんどうを見なかつたのですが、鉾山に對して地方法自治団体が処置をいたし、起債に對しましては元利補助の形でやっておるわけでございます。そういう方法をやっておりますので……

○**多賀谷委員** 無資力じゃない、有資力の場合ですからね。有資力の場合はゼロじゃないですか。やっけない。

○**彌福政府委員** 有資力は、お話をよりに、實際資力があっても全然できないというふうな問題もおそらくあるだろうというところは、想像にたたくないわけでございます。そういうことでございまして、先ほど申しましたように、鉾山によるものと認定されたものにつきましましては、いろいろさらに検討をいたして善処したい、こう考えておる次第でございます。

○**井手委員** どうもあなたのお話によると、基本的になってまいりますが、

農地の場合は六五%、それから家屋等は五〇%、公共施設は四〇%ですね。一番切実な水道が二五%。それじゃ、私はいまから立法論からやりましよう。同じ鉾山であつて、なぜそんなに比率が違うのか、それからひとつ承つておきましよう。先刻も申し上げたように、法は統一しなければなりません。法の体系というものは一貫しなくてはならぬことは、申し上げるまでもございませぬ。社会的背景その他については、多賀谷さんからお話があつたとおり。そこまでおっしゃるなら、私はひとつ基本的にお伺いしましよう。立法論からいませう。

○**田辺説明員** 現在の鉾山復旧工事に對します国の補助率は、この前も御説明したかと思つてますが、それぞれ違つておる。違つておりますのは、それぞれのもことになる、といひますか、農地、農業用施設、あるいは上水道、あるいは下水道、あるいは道路とか学校その他の公共施設というふうなものにつきましまして、鉾山とは一応離れまして、それに対する改良ないし復旧の工事に對します国の補助率、この一般的な補助率を鉾山復旧の場合にも援用いたしておる。したがつて、鉾山という原因だけ見ると一つではございませぬが、それが全部一率でなくちゃならぬといふことは、これは考え方の相違かと思つてますが、むしろ本来のそれぞ

れぞれの施設に對する補助率としてあらわされている考え方の反映といひますか、その施設に對する価値、そういうものにつきましまして、家屋につきましまして、家屋そのものではございませぬで、家屋の地盤を復旧する、国土保全という考え方から出ているものと思つてお

ります。家屋の話がありましたからちよつと御説明いたしますが、家屋のうち地の盤等復旧費につきまして、国と地方公共団体が一對二の割合で負担するといふのは、国土保全という、農地、農業用施設とは別個の考え方から国と地方公共団体との間で負担する、こういう考え方を援用したものだと思つてお

○**井手委員** 私は意見がありますが、その前に通産省の局長にお伺いします。いま鉾山復旧に改良といふことはありますか。

○**新井政府委員** 鉾山復旧の中で、改良といふのは別でございまして、もし改良がありますと、あわせてやる場合もありまして、鉾山復旧それ自体は効用を回復するといふことでございませぬ。

○**井手委員** 大蔵省、改良工事じゃないのです。

○**田辺説明員** ちよつと口がすべりまして改良と申しましたが、建設と申しますか、そういうぐあいに直していただきたいと思ひます。

○**井手委員** 厚生省にお伺いいたします。水道について、あなたのは改良的な意味を鉾山の場合にお考えになつておられますか、効用回復とお考えになつておられますか。いわゆる鉾山が起きたら原形に戻す、しかしそれができない場合は効用回復だと私どもは考へておられますが、それをあなたの方のほうはどう解釈しておられますか。一般水道のように、その条件を改良するとお考へになつておられますか。

○**大橋説明員** 一応効用回復と考へてお

○**井手委員** 水道も効用回復であるとなりますれば、建設工事じゃないので。鉾山は元の姿に戻す。しかし水が出ないものを、井戸を幾ら掘つても出るものじゃございませぬから、それにかわるいわゆる効用回復といふことになるわけですね。元の姿にできませんから、同じような効用をなすような工事をやるのです。これを効用回復と申してお

○**田辺説明員** 本来、上水道の補修に

つきましたは、補助の制度はないかと思ひます。ですから私が申し上げましたように、鉾山を受けた上水道の効用を回復するために、上水道の復旧をするとか、あるいはいま申されまして、井戸水が枯渇した場合に、水道を布設するといふ場合に、便宜簡易水道の布設に對しまして補助をして、その補助率を適用している、こういうことでございます。

○**井手委員** 私が聞いておるのは、補助金を出さなければならぬ——國はなぜ補助金を出さかといふことから始めてもいいのですよ。いわゆる民生安定、産業発展、いろいろな理屈があるでしょう。石炭の採掘が原因で起こつたこの鉾山に、補助率が違つたという問題です。それはその相手のいわゆる農家の所得を確保してやるという問題があるでしょう。生活を守つてやるという問題があるでしょう。私が言つておるのは、生活に一番大事な水を確保するのには、一番低い補助率でなければならぬとおっしゃる大蔵省は、どういふ解釈であるのか、被害者が納得できる説明をしてくれと私は言つておるので

○**多賀谷さん** がおっしゃつたままの経過というものは、私も炭鉱地帯ですから知つておるのですが、炭鉱の盛んなときには、どんだん炭鉱が水道を引いてやつた。しかし炭鉱が斜陽産業になつて、水道なんかかまかつちやおれなさい。いま一番おかれておるのは水道です。住民の立場から考へてごらん

なさい。朝昼晩隣の村にバケツで水をもらいに行かなければならぬやうな事態に對して、どうでありますか、

一体その住民に責任があるのですか。その炭鉱の水道の布設が炭鉱でできない場合は国が補助金を出す。一方においては六五%、水道に対しては二五%しか出さない根拠を私は聞いておるのですよ。私はあなた方にしにくい答弁をここで無理やりにさせようとは思わぬのです。

委員長、一時過ぎましたので、来週までに、よく研究して、政府としてはっきりした態度がとれるようにしていただきたいと思ひます。ここですぐということもなかなか困難です。それは私のほうも雅量を持っておりません。そんなに五分か十分くらいでやいのやいのと私は言いません。だから、政府として、これだけの要望に対してどうお考えになっておるのか、それを私は求めたいと思ひます。

○中村委員長 天日、佐藤両参考人には、御多用中にもかかわらず、長時間にわたり御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

次会は来たる三月二十五日水曜日午前十時から理事会、理事会散会后委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

石炭対策特別委員會議録第五号中止 誤	
ペシ段 行 誤 四 炭住買 買 三 炭住買 買 二 炭住買 買 一 炭住買 買	正 買 買 買 買
石炭対策特別委員會議録第七号中止 誤	
ペシ段 行 誤 五 出来高 標高 四 実態 自治体 三 道徳 道聴 二 二十九 十三 一 なるもの のあるもの 七 年間の大勢 大勢	正 標高 自治体 道聴 十三 のあるもの 大勢